

千葉県小児慢性特定疾病医療支援に関する情報連携開始について

1.千葉県におけるマイナンバーの利用について

小児慢性特定疾病医療受給者証の申請に当たっては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）により、平成28年6月から個人番号（マイナンバー）の記載が義務付けられ、申請時に記載いただいています。

千葉県では令和5年4月1日以降、小児慢性特定疾病医療支援において、マイナンバーを利用した情報連携を開始します。これにより、マイナンバーを提出いただいた方については、**住民票及び市町村民税（非）課税証明書**の提出を省略することが可能になります。

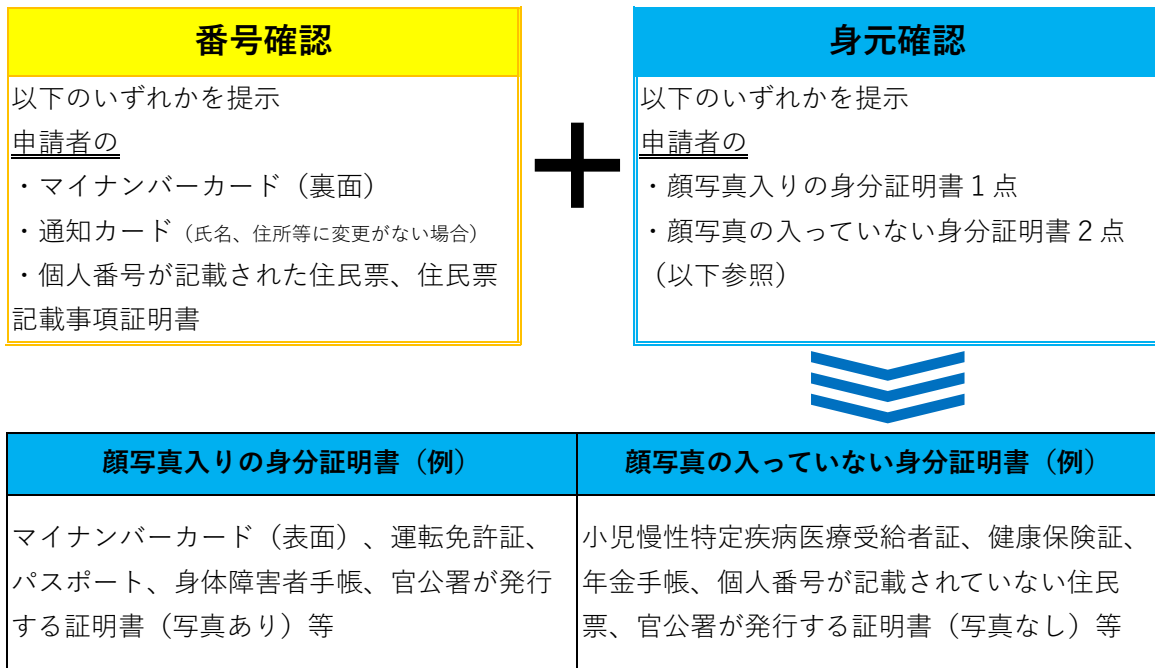
ただし、次ページの中段枠内の要件に該当する方については、マイナンバーを提出いただいても、引き続き市町村民税（非）課税証明書の提出が必要になります。（詳細は次ページを御確認ください）

2.マイナンバーの番号確認と身元確認について

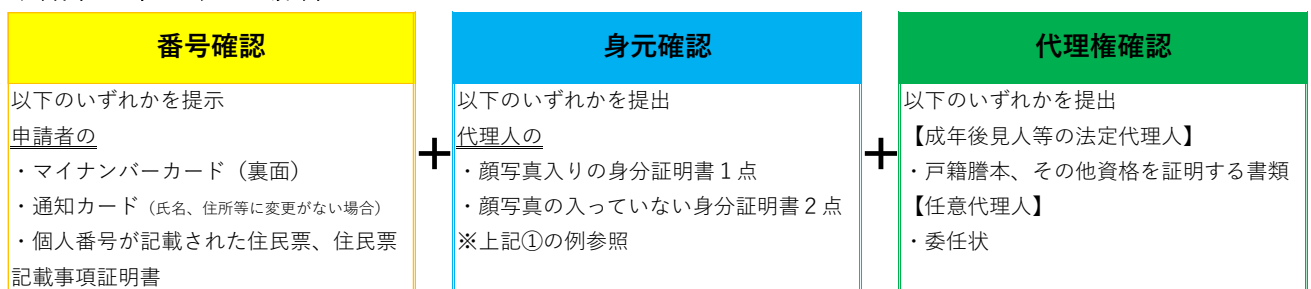
小児慢性特定疾病医療受給者証の申請の際には、**個人番号調書の他に**、マイナンバー法の規定により「番号確認」及び「身元確認」が義務付けられています。確認に必要な書類は以下のとおりです。

窓口申請の場合は原則提示のみですが、郵送申請の場合は写しの提出をお願いいたします。

① 申請者が成年患者又は保護者の場合



② 申請者が代理人の場合



3.マイナンバーの提出範囲

住民票や課税証明書の添付の省略を希望する場合は、下記表に記載されている方のマイナンバーが必要です。個人番号調書に過不足なく記入の上、番号確認書類及び身元確認書類を提出してください。

受給者の加入保険		マイナンバーの提出が必要な方
国民健康保険（国保一般、退職国保）		同一保険（記号・番号が同じ）加入者全員
国民健康保険組合（国保組合）		同一保険（記号・番号が同じ）加入者全員
後期高齢者広域連合（後期高齢）		受給者と同じ住民票上で後期高齢加入者全員
被用者保険 （全国健康保険協会、 健康保険組合、 共済組合等）	受診者が被保険者	受診者（被保険者）のみ
	受診者以外が被保険者	受診者及び被保険者

以下の要件に該当する方は、情報連携の希望に関係なく市町村民税（非）課税証明書の提出が必要です※。

- ・被用者保険に加入しており、市町村民税が非課税の方
- ・国保組合に加入している方

高額療養費に係る適用区分の照会に
必要になります。

- ・市町村民税未申告の方
- ・その他個人番号の提出書類に不備等があった方

情報連携ができないため、書類での提出を
求める場合があります。提出がない場合は
上位所得として算定します。

※マイナンバーの提出があった場合は、住民票の省略は可能です。